

長崎県病院企業団監査委員公表

令和3年12月8日付け令和3年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月30日

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛  
同 松 尾 裕 隆

長崎県病院企業団

監査委員 下 山 満 寛 様

監査委員 松 尾 裕 隆 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

### 監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年12月8日付け令和3年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果に対して、下記のとおり措置を講じたので通知します。

#### 記

#### 1 意見に対する措置状況

##### (1) 意見

##### ① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要そのものが減少に向かう中で、患者数の増は望みにくい状況となっており、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれています。

このような中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、感染症対策の強化とともに、将来の医療需要に沿った病床機能の分化、連携などによる地域医療構想の推進や、医師偏在対策の推進などにより、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるとしており、当企業団としても、長崎県が策定した「地域医療構想」との整合性を図りつつ、将来を見据えた医療提供体制の構築や経営基盤の確立を図る必要があります。

当企業団の経営状況は、平成27年度以降、5年連続で経常損益が赤字となってきましたが、令和2年度は国や県からの新型コロナウイルス感染症対策の補助金等の支援もあり2,564,364千円の黒字を達成しました。しかしながら、医業収益は令和元年度と比較しても723,116千円減少しており、来年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響は予測困難ですが、補助金等も減少すると見込まれることから、引き続き

経営改善に取り組む必要があります。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、令和2年度に策定した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（令和3年度～令和6年度）」に掲げた目標の達成に向け、職員一人一人が当事者として自覚を持ちながら一丸となって取り組む必要があります。

さらに、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取組を行政と一体となって進め、より一層患者満足度を高めていく必要があります。また、地域住民に経営実態を知っていただき、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただくことも重要です。

#### ② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力に推進すべきです。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられます。

#### ③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 103,398 千円で、前年度末に比し 1,372 千円減少（対前年度比 1.3%減）しています。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあります、その取組には、まだ温度差があります。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取組を徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要があります。

また、連帯保証人への請求や分割納付の積極的な活用などの取組も強化する必要があります。

#### ④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成30年度から令和2年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする普及目標を示していました。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和2年度は企業長の職務目標として85%

以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組みましたが、令和2年度末の実績は数量ベースで76.5%（前年度数量ベース74.4%）となり目標を達成できませんでした。

DPC対象病院においては、目標を達成していますが、それ以外の病院では、採用率が低調な病院もあります。さらに、国は新たに令和5年度までに全ての都道府県で80%以上とする目標を掲げており、その達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要があります。

## ⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取組を進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、一定の効果は表れています。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられます。

特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されているとは言い難い。できる限り多くの業者が参加できるよう電子入札の導入に向けた準備を進める必要があります。

また、医療機器の更新時期やメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進める等、経費節減の努力が必要です。

事務処理の誤りについては、依然として軽微な誤りが見受けられることから、体系的な研修の実施などによる職員教育の強化や、指導した内容について共有する仕組みも構築する必要があります。

## (2) 講じた措置

### ① 病院経営について

企業団病院がある離島や県の周辺部では、令和2年度国勢調査結果においても、さらに人口減少や高齢化が進んでおり、特に離島では、医療需要そのものが減少し、患者数の増は望みにくい状況となる中で、いかに「縮小の時代を生き抜く知恵と勇気」を発揮しながら、医療機能を維持しつつ、地域の医療ニーズの変化に的確に対応していくか、常に検討していく必要があると考えています。

このような環境にある中、病院企業団としましては、令和2年度に策定した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（令和3年度～令和6年度）」に掲げた目標の達成に向け、職員一人一人が当事者として自覚を持ち一丸となって健全経営に努めてまいります。

また、地域外へ流出している患者を呼び戻す取組として、平成29年度から「郷診

郷創～地域での受診が、地域を創る～」をスローガンに掲げ、患者受療動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、より一層信頼される病院づくりに取り組むとともに、地域住民に病院の経営実態を分かりやすくお示しし、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。

② 行政と協働した健康診断の推進について

長崎県では「健康長寿日本一」を旗印に掲げ、県民運動として健診受診率向上など健康寿命を延ばすための取組を推進しているところであり、当企業団においても、地元市町に対して地域住民への受診呼びかけの強化を依頼するとともに、企業団病院では、コロナ禍で一部対応困難な取組もありますが、引き続き、健診・人間ドックの受診日や受診項目の増、出前講座の開催などを通じて、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診者に対しては、受診内容の丁寧な説明や、受診後の細やかな声掛けを行うことで、信頼関係を構築してまいります。

なお、離島地域の病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

③ 未収金対策について

未収金については、引き続き、新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収を中心とした早期回収に取り組むことで、縮減を図ってまいります。

また、連帯保証人への請求や分割納付の積極的な活用などの取組も強化してまいります。

なお、各病院の取組は別紙のとおりです。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しております。

また、国が示した新たな普及目標の達成に向けて、「第3次中期経営計画」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、計画的な後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取組は別紙のとおりです。

⑤ 契約事務について

医薬品等の共同事業については、価格交渉の外部委託の実施や医療機器保守共同契

約の拡大を進めており、引き続き、効果的手法などを検討するとともに、看護用備品等、共同事業を実施する品目の拡大について検討を進めてまいります。

離島における医療機器入札については、可能な限り多くの業者が入札参加できるよう、電子入札の導入等入札方法について検討を行いました。現時点では導入費用が高額であることや電子入札システムの導入のみでは直接的な参加者の拡大が見込めないことから、まずは、公告の方法の見直しや、医療機器の更新時期及びメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進めてまいります。

また、契約事務を含む財務事務全般について、財務事務担当者会議での研修の実施、外部の研修の受講促進による職員教育の強化や、庁内 LAN を活用した指導内容を共有する仕組みの構築も図ってまいります。

## 2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	—
③ 未収金対策について	<p>○発生防止対策</p> <p>○入院時：高額療養費限度額制度の説明          ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底          ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認          ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底          ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施          ○クレジットカード・デビットカード払いの導入</p> <p>○回収対策</p> <p>○現年度未収金：未納者に対し電話、文書等による催促のほか、分割納付にも対応しています。          ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書等による催促のほか、分割納付にも対応しています。          ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。</p> <p>○連帯保証人への督促状況</p> <p>○納付義務者と首信不通である場合や、督促等に対して納入がない場合は、連帯保証人に対しても督促等を行います。</p> <p>○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等</p> <p>○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討します。</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	○精神科薬以外の医薬品から切り替えを進めていきます。

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）		講じた措置等
②	行政と協働した健康診断の推進について	
③	未収金対策について	<p>○入院患者への対策強化。（支払が延納となる可能性の高い患者に対して、連携室メディカルソーシャルワーカーと共同し、公的支援も含めての相談対応。退院日前日の概算額提示など。）</p> <p>○入院申込書への記載内容の追加。（患者、家族、連帯保証人、それぞれの勤務先欄、自宅と携帯電話の電話番号欄を追加し、患者、及び関係者の身元をしっかりと把握することで、支払いを免れることが困難であることを印象付ける内容としました。）</p> <p>○時間外預り金制度の継続。令和2年4月から預り金額の増額。</p> <p>○土曜日及び日曜日会計窓口の開設により、休日退院時などの利便性向上。</p> <p>○平成30年7月からクレジットカードでの支払方法を導入。</p>
	○回収対策	<p>○文書送付による督促の徹底。</p> <p>○昼夜の電話連絡による督促の実施、月2回の臨戸訪問の実施。</p> <p>○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。</p> <p>○平成24年度から債権回収嘱託職員の配置。</p> <p>○土曜日及び日曜日会計窓口の開設により、利便性向上。</p> <p>○未収者やその家族と接触出来ない場合、勤務先や帰省先への電話連絡、臨戸訪問を実施。</p>
	○連帯保証人への督促状況	○未収者やその家族と接触ができない場合や支払約束が不履行の場合には、連帯保証人に対して文書送付や電話連絡、臨戸訪問による督促を実施。
	○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払能力があり、かつ、悪質な場合があれば、弁護士と相談し、実施を検討します。
④	後発医薬品の使用促進について	令和元年度末の後発医薬品使用割合（数量ベース）は95.7%でしたが、令和2年度には96.7%まで回復しました。令和3年度は4月～12月までの9箇月間における後発医薬品使用割合（数量ベース）は97.0%と微増。近年は後発医薬品メーカーの他剤混入事件に端を発した医薬品の流通不足が問題となっており、今も全国的に3000品目が流通困難な状況で医薬品の確保に大変苦慮しています。採用品目の供給停止や製造中止等が相次ぎ先発品目に戻さざるを得ないケースもあることから、年2回開催している後発医薬品推奨品目検討委員会において今後も積極的に切り替えを検討し高い水準を維持できるような努めていきます。



(別紙様式)

令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	<p>○健診事業について、五島市と協議しながらがん検診の受け入れ増に向けて取り組んできました。今年度は健診システムの更新を行い、がん検診についてより効率的に運用できるようになりました。また、9月より新たに肺がん検診の受け入れも開始し、12月までに48件受け入れていきます。また今年度はJMS（ジャパン・マンモグラフィ・サテーター）に参加し、五島市広報誌にて周知頂き、計24件（マンモグラフィ、エコー検査）を受け入れられました。来年度は新たに胃がん検診を受け入れ予定としており、現在五島市、院内関係職員で協議しています。コロナの影響もありますが、今後も五島市と連携強化を図りながら検診事業を拡大していきたいと考えています。</p>
③ 未収金対策について	<p>○限度額適用認定申請の利用促進により、患者の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。 ○診療費の一括払いが困難な患者については分納制度を案内し、相談を受けます。 ○会計ができない時間帯の救急外来受診については預り金を徴収します。</p> <p>○督促書・催告書を発行します。 ○納入通知書を送付します。 ○電話連絡を行います。 ○来院時面談し状況確認を行います。</p> <p>○患者本人による支払いが不能な場合には、連帯保証人へ連絡を取り支払いをお願いしています。</p>
④ 支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○基本的には分納相談や面談、督促等で対応します。 ○悪質な患者については今後法的手段も検討していきたい。</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討しています。令和3年3月の後発医薬品使用率は数量ベースで92.4%となっております。引き続き後発医薬品の使用促進に努めます。</p>

(別紙様式)

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）		講じた措置等
②	行政と協働した健康診断の推進について	○五島市との定期的な業務連絡会などで連携をとり、特定健診等の推進を図っています、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度より健康・医療相談件数は569件減少しました。今後も、行政と連携をとり、特定健診等の推進を図っていきます。
③	未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時の入院誓約書での連帯保証人を必ず記入していただく。 ○土日の退院を極力なくし、事前に支払額を提示し退院時に精算していただくよう対応します。 ○時間外の受診について、預り金制度の実施。預り金をいただけない方については、住所や連絡先の確認を行ない、日誌への記入を行なっています。 ○時間外受診の預り金整理簿を作成し、長期間精算に来ていない方がいないか定期的に確認を行なっています。 ○回収対策 ○入院誓約書の保証人を確実に記入していただいています。 ○精算に来ていない方について、電話で連絡をとり回収に努めています。
	○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行なっていきます。
	○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○地域、島内特有での顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討します。
④	後発医薬品の使用促進について	○院内で協議し、使用促進に努めていきます。 ○院外薬局とも定期的な話し合いの場を設け、連携を図ります。

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	<p>○五島市が発行している「特定健康診査受診券」の富江地区分の情報を国保健康政策課から受け、当院における受診情報を国保健康政策課へ報告を行います。新型コロナウイルス流行により、一時健診の受診抑制を行ったが、前年度よりも受診件数は増加しました。がん健診についても、市と協働して積極的に実施していきます。</p>
③ 未収金対策について	<p>○発生防止対策</p> <p>○入院時は、連帯保証人をとっています。</p> <p>○時間外時は、保険証・住所・電話等の確認を行っています。</p> <p>○時間外時に診療費の預り金を実施しています。</p>
○回収対策	<p>○未収金の担当者を設置し、未収金の把握、分納申請の受付、戸別訪問を実施し、未収金の抑制と回収強化に努めています。</p> <p>○電話にて督促し、都合により来院できない場合は、訪問して回収しています。</p> <p>○電話督促にて回収できない場合、3ヶ月おきに督促状を発行し、郵送しています。また、銀行からも手数料なしで振込ができるように、納入通知書もあわせて送付しています。</p> <p>○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行います。</p>
○連帯保証人への督促状況	<p>○連帯保証人に対する協力依頼を行っていきます。</p>
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討していきます。</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○後発品の積極的な使用に向けて、薬事委員会で先発品から後発品へ変更し、後発品の採用品目の増加に努めます。</p>

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○各地区で開催される町主催の「健康道場」において、当院医師による講話を実施しています。また、例年開催される町主催の「健康まつり」と当院の「病院フェスタ」を同時開催しています。手術室見学や内視鏡検査シミュレーションなどの様々なコーナーを設置し、住民の健康に対する意識向上に努め健診受診率の向上を図っています。 ○毎年健診枠、土曜健診、がん検診等について町と協議し、受診率向上のための意見交換を行っています。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。 ○回収対策 ○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。 ○連帯保証人に対し文書による督促通知等を行っています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○分納相談や戸別訪問等で対応しています。
④ 後発医薬品の使用促進について	○薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討しています。今後も国の取り組み等を注視して、後発医薬品使用促進のための環境整備等に努めます。

(別紙様式)

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所 有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○毎年3月に町と協議し、受入枠の調整や受診率向上の意見交換を行っています。平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施しています。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらおうようにしています。また、預り金制度も導入しています。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をします。連絡が取れない場合は文書にて通知します。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例ありません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり分納相談や戸別訪問等で対応します。
⑤ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を選定しています。引き続き使用促進を図っていきます。

(別紙様式)

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	②健康の受診率の向上に向けて、来院患者への個別な声掛けと、毎年3月には町と綿密な協議を行い、健康を住民に推進しています。それと並行して平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施して、健診を受診しやすい環境作りにも力を入れています。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当所は、入院や時間外診療もないため、未収金発生のほとんどありませんが、あった場合は、その場で当事者と相談し、その日可能な金額のみ当日支払ってもらい、残額の支払日を約束してもらおうようにしています。
○回収対策	○電話連絡をしています。連絡が取れない場合は文書にて通知します。
○連帯保証人への督促状況	○現在、連帯保証人が必要となる事例は発生していません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○発生時には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○当所は上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は上五島病院薬事委員会にて採用薬を決定しています。今後も引き続き使用促進を図っていきます。

(別紙様式)

令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	令和2年度国保加入者の特定健診1,077件、後期高齢者150件。今後、対馬市と協議を重ね、さらなる推進を図ります。
③ 未収金対策について	○未収金管理マニュアルに基づき、防止対策を実施します。
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルに基づき、防止対策を実施します。
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに臨戸徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定です。
④ 後発医薬品の使用促進について	○令和3年3月末現在の採用医薬品数1,401品目。うち後発医薬品がある先発品数127品目。後発医薬品は、498品目。今後もさらなる使用促進を図ります。

## 令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	例年実施している消防団員健診の実施を今年度も協議していましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策強化による訓練中止に伴い、健診も中止になりました。来年度以降も実施していく予定です。特定健康診査情報提供事業（みなし健診）を今年度も引き続き実施しました。（令和2年度：5件 令和3年度：8件）
③ 未収金対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入しています。</li> <li>・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円</li> <li>○フラット払いの導入</li> <li>○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしています。</li> </ul>
○回収対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話及び文書での督促・催告通知。</li> <li>○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2カ月をめぐりに訪問をおこなうことにしています。）</li> <li>○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めています。</li> </ul>
○連帯保証人への督促状況	○令和元年度分で、連帯保証人に督促しなければならぬ事例が発生し、連帯保証人の支払で完済。その後は連帯保証人への督促を必要とする事例は発生していません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○現在滞っている未収金はなく、また未収金の件数も少なく小額なため、これまでどおり分納相談及び戸別訪問で対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	海外からの後発医薬品が入荷しづらくなっているが、引き続き今後も使用数の高い薬品から後発薬品へ変更していく予定です。



(別紙様式)

令和3年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県吉岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○吉岐市並びに吉岐医師会と協力し、特定健診及びがん検診の受診率向上に取り組んでいます。大腸がん検診の結果に基づき二次健診の受診勧奨に努めています。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○限度額適用認定申請の制度説明を入院時に必ず実施し、窓口負担額の抑制に努めます。 ○退院決定の際には、概算額の事前連絡を徹底し、退院日の清算に努めます。 ○時間外の預り金制度を継続して実施します。
○回収対策	○未納通知、督促状を発行し、支払期限を定めて催促を行っています。 ○退院日に完納できない場合、分納計画（債務証書）の記入を求め、計画に沿って電話連絡を行っています。 ○支払い期限を過ぎた場合や分納計画に沿って個別訪問を実施しています。
○連帯保証人への督促状況	○分納計画に沿って入金がない場合は連帯保証人へ連絡し、協力依頼を行っています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまでどおり分納相談や個別訪問で対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○院内の後発医薬品使用割合は安定して95%以上となっており、継続して実施してまいります。

令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳については、基本的な状況の変化等について、見え消し等を行い一目でわかるようにするなど、記載方法の改善が必要である。また、対象者等との接触は文書対応だけでなく、対面相談等も行うこと。</p> <p>2. 人事記録について フルタイム会計年度任用職員で人事記録がない職員がいるため、適切に処理すること。</p> <p>3. 採用関係について 会計年度任用職員の採用時の書類に宣誓書、欠格条項の添付がないため、採用時に提出してもらい、採用書類として添付すること。</p> <p>4. 営利企業従事許可について 院長の営利企業従事許可については、本部総務部長の決裁事項であるため本部へ申請すること。</p>	<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳の記載方法については、台帳の様式を見直し、順次改善を図ってまいります。また、対象者等との接触についても文書対応だけでなく、対面相談等も行うようにいたします。</p> <p>2. 人事記録について 人事記録がない職員については、人事記録を整備いたしました。</p> <p>3. 採用関係について 会計年度任用職員採用時に、宣誓書、欠格条項の書類を提出するよう改めました。</p> <p>4. 営利企業従事許可について 院長の営利企業従事許可については、本部へ申請するよう改めました。</p>

令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳が、未収金滞納整理表と未収金個別整理表に分けられていたが、精神医療センターのように一括管理できるようにしたほうが良い。基本的な状況の変化等について、見え消し等を行い一目でわかるようにするなど台帳の改善が必要である。また、年2回程度は連絡を取り、その内容を記載すること。 連帯保証人への分納契約も利用し収納を図ること。</p> <p>2. 給与事務について 給与からの控除について、法定控除金及び規程で定められたもの以外について控除されているため、適正に処理すること。</p> <p>3. 36協定書について 36協定書が労働局へ提出されていなかったため、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金滞納整理表と未収金個別整理表について、これまで分けていましたが一括管理するよう改善しました。台帳の改善についても検討中です。 台帳の内容については確認を行い、現時点までにわかっている状況をすべて記載しました。しばらく督促が出来ていない未収者についても再度督促や調査を行い、その内容を記載しました。 連帯保証人への分納契約についても積極的に進めて参ります。</p> <p>2. 給与事務について 指摘を受け規程で定められたもの以外は給与から控除しないよう、見直しを行い適正な処理に努めております。</p> <p>3. 36協定書について 36協定書について、内容の誤りによる訂正等で提出が遅れいていますが、指摘を受け労働基準監督署へ提出いたしました。今後は不備がないよう適正な処理に努めてまいります。</p>

令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしより良いものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報が一元化されるようにして、状況の変化等が一目でわかるようにすること。</p> <p>2. 給与事務について 給与からの控除について、法定控除金及び規程で定められたもの以外について控除されているため、適正に処理すること。</p> <p>3. 営利企業従事許可について 院長の営利企業等従事許可については、本部総務部長の決裁事項であるため本部へ申請すること。</p>	<p>1. 未収金について 他病院の事例を参考に個人ごとの未収金管理簿の様式を作成しました。現在新規分から新様式にて作成しております。以前作成したのものについては計画的に作り替えていきます。</p> <p>2. 給与事務について 給与からの控除について、法定控除金及び規程で定められたもの以外控除せずに、適正に処理しております。</p> <p>3. 営利企業従事許可について 補助監査で指摘された翌日から適正に処理しております。</p>

令和3年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター)

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしてより良いものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報が一元化されるようにして、状況の変化等が一目でわかるようにすること。</p> <p>2. 旅費について 旅行命令簿の決裁欄の押印がないものや、用務地・特認事項の記載がないものがあった。また、赴任旅費の移転等の区分に誤りがあるため、適正に処理すること。</p> <p>3. 服務関係について 消防団加入職員の職務専念義務の免除及び営利企業等従事許可申請がなされていない。適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 整理台帳については、他の病院のものも参考にして、情報が一目でわかるようなものに改めます。</p> <p>2. 旅費について 旅行命令簿の記載方法等について、改めて確認を行なった。また、赴任旅費について、規程等を確認し適正に処理します。</p> <p>3. 服務関係について 申請がされていなかった分について、適正に処理しました。今後、申請漏れ等がないよう適正に処理します。</p>
<p>4. 固定資産の耐用年数について 固定資産の耐用年数を過去の同一資産と同じ年数で設定した資産があったが、過去の資産の耐用年数が誤っていたため、地方公営企業法施行規則に記載の耐用年数表に基づき、耐用年数を設定すること。</p>	<p>4. 固定資産の耐用年数について 地方公営企業法施行規則により改めて確認を行ないました。今後、施行規則に基づき適正に処理します。</p>
<p>5. 契約事務について 契約額が100万円を超える機器の契約で予定価格調書の作成、検査員の任命、検収調書の作成がなされていなかったため、適正に処理すること。</p>	<p>5. 契約事務について 契約事務マニュアルを再度確認しました。今後、マニュアルやチェックリスト等も活用し、適正な処理に努めます。</p>

令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしより良いものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報の一元化とともに、状況の変化等が一目でわかるようにすること。</p> <p>2. 給与事務について 医師の業績手当が幹部職員の勤勉手当の成績率で計算されているため、給与規程15条別表第17に定める支給割合で計算すること。</p> <p>3. 36協定書について 36協定の更新・労働基準監督署への届出がなされていないため、適正に処理すること。</p> <p>4. 契約事務について 相手方を特定して1者のみから見積書を徴取する場合で、1件の予定価格が30万円（物品の購入・委託は3万円）を超えるときは、随意契約検討シートを作成すること。 清掃委託業者を随意契約ではなく、入札を行うように前年度決算にて指摘を受けていたが、入札が実施されていなかった。五島中央病院の入札時にあわせて行つたなど改善の方法を検討すること。</p> <p>5. 伝票の保管について 財務会計システムから起票した伝票について、適切に保管されていないものがあるので、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 他病院の事例を参考にし、整理台帳の作成に努めます。</p> <p>2. 給与事務について 指摘のとおり訂正し、適正に処理します。</p> <p>3. 36協定書について 令和3年9月1日に長崎労働基準監督署五島駐在事務所に届出いたしました。</p> <p>4. 契約事務について 指摘とおり、随意契約検討シートを作成し、適正に処理しています。清掃委託業務の入札については、現在仕様書の作成をしています。</p> <p>5. 伝票の保管について 指摘のとおり訂正し、適正に処理します。</p>

令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳については、他病院の事例も参考にしより良いものに改めること。単に金額の整理だけでなく、情報の一元化とともに、状況の変化等が一目でわかるようにすること。</p> <p>2. 採用関係について 採用内申書に添付する資格証明書の写しについて、院長による原本証明がなされおらず、また、会計年度任用職員として採用された医師について、服務の宣誓がなされていない。適正に処理すること。</p> <p>3. 公文書の管理について 文書の施行について、公印を押印する際の検印は行われているものの、浄書及び校合がなされていないため、適正に処理すること。</p> <p>4. 給与事務について 医師の時間外命令簿について、決裁権者の承認印も含めすべて事後的に作成されている。決裁権者が承認したことが客観的に分かる形で作成するなど、適切に処理すること。</p> <p>5. 契約事務について 100万円を超える修繕工事に対して契約書（又は請書）、検収調書が作成されておらず、また、空調の更新など明らかに改良工事（4条）で執行しなければならぬものを、修繕費（3条）で支出しているため、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 個人ごとの整理台帳については、情報を一元的に管理し、状況の変化等が一目でわかるように検討しています。</p> <p>2. 採用関係について 採用内申書に添付する資格証明書の写しについて、院長による原本証明をするように改めました。また、会計年度任用職員として採用された医師について、服務の宣誓をしていただくように改善しました。</p> <p>3. 公文書の管理について 文書の施行について、浄書及び校合についても行うように改善しました。</p> <p>4. 給与事務について 医師の時間外命令簿について、決裁権者が承認したことが客観的に分かるような形で作成するように変更しました。</p> <p>5. 契約事務について 100万円を超える修繕工事に対して契約書（又は請書）、検収調書を作成するように徹底しました。また、空調の更新については改良工事（4条）で執行するように改善しました。</p>

(別紙様式)

### 令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 採用関係について 会計年度任用職員の採用について、サービスの宣誓がなされていない。適正に処理すること。</p> <p>2. 公文書の管理について 文書の施行について、浄書、校合及び検印がなされていない。適正に処理すること。</p>	<p>1. 採用関係について 指摘後適正に処理しています。</p> <p>2. 公文書の管理について 指摘後適正に処理しています。</p>



(別紙様式)

### 令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 公文書の管理について 文書の施行について、浄書、校合及び検印がなされていない。 適正に処理すること。</p>	<p>1. 公文書の管理について 今後、文書の施行の際は、浄書、校合・検印を適正な処理を徹底します。</p>

令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 財務係と医事係でそれぞれエクセルで管理している。個人ごとの未収金整理簿については、個人の基本的な情報、収納状況、得られた情報、関係する資料等が記録、保存されていなければならない。旧対馬いづはら病院時代のもので未整理のものもあり、個人ごとの未収金整理簿の在り方を検討し、適切に処理すること。また、過年度未収金が多いので、未収金整理簿の様式の見直しと合わせて分納契約をするなど回収に向けて努力すること。</p> <p>2. 給与事務について 労使協定を結んでいない医局費、ガンリン代、クリーニング代が給与から控除されている。また、ガンリン代、クリーニング代について公金扱いとし直接振り込み処理を行っている。給与から控除できる項目の見直しを行い、適切なもののみ労使協定を締結後、控除し、公金扱いでの振込はしないこと。</p> <p>3. 営利企業従事許可について 院長の営利企業等従事許可は本部総務部長の決裁事項であるため、本部へ許可申請を行うこと。</p> <p>4. 契約事務について 起案文書や契約書に契約保証金についての記載がない。適正に処理すること。100万円を超える修繕工事に対して、契約書（又は請書）、検収調書が作成されていない。適正に処理すること。</p>	<p>病院名（長崎県対馬病院）</p> <p>1. 未収金について 未収金の管理については、適正かつ簡単に確認等が可能な台帳の整備を、医事係、財務係で情報を整理し整備を行います。</p> <p>2. 給与事務について 給与事務について 職員労働組合と協定書を締結しました。また、ガンリン代、クリーニング代については、公金振込ではなく、9月控除分から現金で支払いをするように変更しました。</p> <p>3. 営利企業従事許可について 今後は本部へ申請を行います。</p> <p>4. 契約事務について 契約保証金の記載、100万円超の修繕工事に対する契約書及び検収調書の作成につきましては、次年度以降、指導を受けないように適切に処理してまいります。</p>

令和3年度実施定期監査結果 (指摘事項) に対する措置状況

病院名 (長崎県上対馬病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 会計年度任用職員について            会計年度任用職員要綱の含む・休暇関係については、本部が示した要綱内容で統一することとなっているが、本部内容と異なった部分がある。            会計年度任用職員要綱の服務・休暇関係については、本部要綱と一致させること。            会計年度任用職員の採用時に欠格条項を提出してもらおうこと。</p> <p>2. 給与事務について            労使協定を結んでいないガソリン代が給与から控除されている。また、ガソリン代を公金扱いとし直接振込処理している。給与から控除できる項目の見直しを行い、適切なもののみ労使協定を締結後、控除し、公金扱いでの振込はしないこと。</p> <p>3. 営利企業従事許可について            院長の営利企業等従事許可は本部総務部長の決裁事項であるため、本部へ許可申請を行うこと。</p> <p>4. 契約事務について            競争入札にて契約した物品の契約保証金免除に、財務規程148条第1項第6号を適用しているが、この項目は随意契約かつ少額なものの契約にしか使用できない。適正に処理すること。            予定価格が100万円を超える修繕工事を見積合わせで行っているが、財務139条の随意契約限度額は100万円である。適正に処理すること。            検収調書(工事完了確認書)が作成されていない。検収調書(工事完了確認書)は省略できない。適正に処理すること。</p>	<p>1. 会計年度任用職員について            指摘後、会計年度任用職員要綱については本部要綱と一致させています。今後は適切に処理します。</p> <p>2. 給与事務について            指摘のとおり今後は適切に処理します。</p> <p>3. 営利企業従事許可について            指摘のとおり今後は適切に処理します。</p> <p>4. 契約事務について            契約保証金免除の適用上分の誤りについては、今後適正に処理します。今回指摘の修繕工事は、医療ガス漏れという非常に緊急を要する事例でしたので、財務規程139条の随意契約限度額100万円を超える場合でも、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当すると判断し随意契約を行いました。今後は地方自治法や財務規程に基づき適正に処理します。            検収調書(工事完了確認書)の作成につきましては、指摘のとおり今後適正に処理します。</p>

令和3年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県吉岐病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 個人ごとの未収金整理簿については、住所や家族、連帯保証人等の基本的事項が記載されていないものがあるため改善が必要。適切に処理すること。 また、過年度未収金が多いので、未収金整理簿の様式の見直しと合わせて分納契約をするなど回収に向けて努力こと。</p> <p>2. 採用関係について 会計年度任用職員として採用された医師について、サービスの宣誓がなされていない。適正に処理すること。</p> <p>3. 公文書の管理について 文書の施行について、浄書、校合及び検印がなされていない。適正に処理すること。</p> <p>4. 給与事務について 給料から医局費が引き去りされている。適正に処理すること。</p> <p>5. 契約事務について 医療機器の指名競争入札で、予定価格調書が作成されていないものがあつた。適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 指摘のとおり、未収金整理簿の記載について改善するように努めます。 また、過年度未収金についても回収に向け努力します。</p> <p>2. 採用関係について 指摘のとおり、今後は適正に処理します。</p> <p>3. 公文書の管理について 指摘のとおり、今後は適正に処理します。</p> <p>4. 給与事務について 指摘のとおり、適正に処理します。</p> <p>5. 契約事務について 指摘のとおり、今後は適正に処理します。</p>